

治のほうはやれない。知事或いは市町村長なんかこう苦しくなつては嫌だ、こういうふうなことが起つて来はせんかというのを考えておられますが、その点につきまして自治庁におきましては御研究になつたことがあります。

○政府委員(小野哲郎) 竹中君の御心配も御尤もな点があると思うのでありまして、任命権者たる地方公共団体の長の職務遂行と、それから人事委員会のこの権限に基いた職務の遂行とは相互十分な連絡協調を保ちながら寛大公正な人事行政を行なつて行くことが望ましいわけでありまして、従つてこの法律案を考える際におきましてはこれらの点をも考へ、一面地方公共団体の長の地位、及びその自主性等をも兼ね考へ併せまして、この程度の人事委員会の権限においては支障なく運営されるであろうと、かような結論に到達いたしました次第でございます。只今竹中さんの御趣旨は十分に伺ひまして、運営上遺憾のないようにして参りたいと思つております。

○相馬助治君 第二十八條第二項につきまして二点お尋ねいたします。先ず第一号の心身の故障のため、長期の休養を要する場合という場合にですね、その職員の意に反してこれを休職とすることができるとありますが、これは万止むを得ない規定であるとも思われるのであります。が、実際問題といたしまして、肺結核のごとき長期療養を必要とする病氣にかつた者に對しましてはですね、極めて冷酷な現実が起きます。これに對する御見解は如何であるかというのをお尋ねしたいのが第一点であります。第二点には刑事事件に關して起訴された場合とあり

ますが、刑事事件に關し起訴された場合にも無罪となり得る場合があります。わけでございます。その場合においてですね、この俸給その他に關する原状復舊と申しますか、そういう損害の賠償要求というものは可能であるかどうか。勿論その無実の罪で留置場に繋かれたというふうな場合には、刑事補償によつてそういう方面から償なわれたいというところは承知しておりますが、公務員としての立場からの起した損害について、本法を規定するその裏にはそれらを償う用意があるものであるかどうか、そして既給的の申しましては、ね、本法案は客観をかけたただけで、而も破産犯罪でないといったもので、而も破産罪を受けなければならぬ、そういうそれが而も無実の罪であつたというふうな場合に、一体その物心両面から受ける損害というものをどうして償はんわんとするものであるか、こういうことを懸念いたしました。第二点としてお尋ねして置きたいと思つて

す。

○政府委員(藤井貞夫君) 第一点につきましては、結核療養者等の場合におきましては、その取扱に慎重な考慮を要しなければなりません。これは今御指摘の通りでございます。相馬委員も御承知のように、教員につきましてはこの点相當の配慮が教育公務員特別法において設けられておるわけでございます。併しなから一般職員に關しては、実はないわけでございます。恐らくその点につきましては十分の考慮がめぐらされるというふうな考えられるのでございまして、第三項にございまして、第三項にございまして、よく休職の効果というものはすべ

てこの法律に特例がありますもの以外は條例で定めるといふことに相成つておりますので、それらの点につきましては地方団体において適切な考慮が拂われることを期待いたします。共に、理事者といたしましては適切な指導、実質的な助言を與えてもらいたいと考えておる次第であります。第二の刑事事件で起訴された場合の取扱でございますが、この点につきましては、従来の公務員の待遇とは若干その建前が異なつておりました。即ち刑事事件に對しては、いわゆる刑事訴訟手続の進行と、職員としてのいわゆる身分取扱の待遇とは、それと異なつて進行して参る建前をとつておるのであります。従ひまして刑事事件は刑事事件であり、又職員の身分關係は身分關係といたしまして、別々に取扱われて参ります關係上、今までのように、刑事事件で起訴された場合には、懲戒ができないというふうなことに相成つておりましたのが、今度は任命権者といたしましたのは、情状により独自の判断に基きまして、若し刑事事件に對して起訴された事案について、その職員に懲戒事項に當る事由があるというふうな認定いたしました際には、これを懲戒処分にするということに相成つておるのであります。併しなから刑事事件に關して起訴されたような場合には、その事実が裁判所においてどのように判定されるかということの兼ね合ひは、十分に考慮して参らなければならぬことは當然であると考へるべきであります。で、刑事事件に對して起訴された場合につきましては、これを休職にするということになつ

ておりますが、これは飽くまで休職にすることができるといふことでございします。で、任命権者は恐らく起訴されましても、その事案が非常に輕く或いは非常に不確実なものであるというふうな認定いたしました場合には、自由でございしますからして、その点の考慮は十分に加えられて参る、こういうふうな考えられて参ります。又今お尋ねになりました、若し休職処分いたしました、その結果、例えば刑事事件に對して起訴はされたけれども、全くそれが事実無根であつて青天白日であるというふうなことに相成りました場合には、その裁判の結果が、任命権者の取扱にも手心を加えられて参ることは當然でございします。又そのために不利益な処分を受けました場合には、職員から不利益処分の審査を人事委員会なり、公平委員会なりに提訴いたしますることによつて、十分なる保障が與えられることに相成る、こういうふうな考えられて参ります。

○石川清一君 只今の不利益処分を受けておる最中に死亡したというふうな場合には、やはりこれが継続されて最後の判定まで続けなければならぬですか、そのときには誰が代ることにいたしますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 若しも不利益処分の審査を請求中に死亡いたしましたような場合には、若しその事案が人事委員会なり公平委員会なりにおいて、慎重審議の上判定され、その処分が取消されるということがあり得る場合には、勿論その点に對しては、本人が死ななかつたというふうなことから、復職命令ということには

事実上ございせん。併しなから前の免職処分が取消されたということによりまして、身分を遡つて取得したというふうな扱いに相成りました場合に、おきましては、在職期間中におきまする給與その他の当然受けるべき権利について適當な、救済が行われることに相成るわけでありまして。

○竹中七郎君 この際ちよつとこれに關連してお伺ひしたいと思ひますが、長期欠勤というものは、幾か月或いは何年と申しますが、というときである長期欠勤をしたときにおきましては、他の公務員がその職務を代行せなければならぬ。特に教職員におきまして現校におきまして、或いは二個ぐらゐ、十二、三人のところ二人も三人も長期欠勤をしておる、ところがこれが定員増加につきましては、非常に困ります。この定員増加におきましては、平衡交付金との關係がありますので、なかなかその補充をしない、そういういたしますと、あと残つた教職員でこれを補わなければならぬ、そのために授業ができない、教育の面におきまして非常に父兄が困る、そういうことには、P.T.A.会費とか、いろいろなものでも補わなければならぬという關係が起きますが、長期欠勤におきましては、どれくらいこれをやるか、その以後におきましては平衡交付金や何かで見てやつて、その欠員をやるか、或いは臨時雇を臨時にするか、こういう点につきまして、自治庁におきましてはどんなふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 若しも不利益処分の審査を請求中に死亡いたしましたような場合には、若しその事案が人事委員会なり公平委員会なりにおいて、慎重審議の上判定され、その処分が取消されるということがあり得る場合には、勿論その点に對しては、本人が死ななかつたというふうなことから、復職命令ということには

事実上ございせん。併しなから前の免職処分が取消されたということによりまして、身分を遡つて取得したというふうな扱いに相成りました場合に、おきましては、在職期間中におきまする給與その他の当然受けるべき権利について適當な、救済が行われることに相成るわけでありまして。

○竹中七郎君 この際ちよつとこれに關連してお伺ひしたいと思ひますが、長期欠勤というものは、幾か月或いは何年と申しますが、というときである長期欠勤をしたときにおきましては、他の公務員がその職務を代行せなければならぬ。特に教職員におきまして現校におきまして、或いは二個ぐらゐ、十二、三人のところ二人も三人も長期欠勤をしておる、ところがこれが定員増加につきましては、非常に困ります。この定員増加におきましては、平衡交付金との關係がありますので、なかなかその補充をしない、そういういたしますと、あと残つた教職員でこれを補わなければならぬ、そのために授業ができない、教育の面におきまして非常に父兄が困る、そういうことには、P.T.A.会費とか、いろいろなものでも補わなければならぬという關係が起きますが、長期欠勤におきましては、どれくらいこれをやるか、その以後におきましては平衡交付金や何かで見てやつて、その欠員をやるか、或いは臨時雇を臨時にするか、こういう点につきまして、自治庁におきましてはどんなふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 若しも不利益処分の審査を請求中に死亡いたしましたような場合には、若しその事案が人事委員会なり公平委員会なりにおいて、慎重審議の上判定され、その処分が取消されるということがあり得る場合には、勿論その点に對しては、本人が死ななかつたというふうなことから、復職命令ということには

○政府委員(藤井貞夫君) 今の点につきましては、休職期間は、現在の取扱では、まあ大体一年、二年というふうに相成つておるわけでございまして、教育公務員特例法におきましてはその点の例外が認められておりまして、先刻相馬さんから尋ねがございました点につきまして、関連して申し上げたように、結核性疾患のために長期の休養を要する場合の休職においては、二年というふうな特長が長く相成りまして、教員の身分保障ということに万全を期しておるわけでございまして、併しながらこの休職期間をどのくらいにして参るかとということにつきまして、大体の基準は今後運用上種々示して参ることに相成ると思ひますけれども、この法律の建前自体におきましては、当該地方団体の條例でこれをきめて行くことに相成るわけでございまして、併しまあ大体一年乃至二年ということに相成るのではないと思ひます。その際におきまして、今御指摘がございましたように、余り長く空席にいたして置きますために、特に職員数が少い事務所或いは学校等におきましては、非常に事務の処理にも支障があるというようなことが起きて参るとは当然又これ予想されるところでございまして、まあその点につきましては、或いはやはり職員の利益保護、職員の利益のためにございまして、自分と、同僚が力を盡しまして、自分が與えられた仕事よりも余分に、その休職されておる職員の分までやつて行くというふうな、或る程度の自己犠牲性というものは、これは当然拂わなければならぬというところが起つて参ると思ひますけれども、併しそれにも限度が

ございまして、それは御指摘の通りでございまして、そういうような場合におきましては、定員法の措置によりまして、或いは特に休職中の者につきましては、定員外とするとか、その他の適当な措置を講ずることによつて、その間の処理に万遺憾なきを期することに相成るというふうな考え次第であります。

○竹中七郎君 それにつきまして、定員外にするというのでございしますが、只今のお話のように、結核は二年ということは私も知つておるのでございしますが、この二年間長期欠勤をられておつて、この補充ができないというところが、實際困つた問題になつておるのでございしますので、私は今後、これは希望でございしますので返答は要りませんが、半年以上欠員と申しますか、休職になつたときにおきましては、定員外を認めるようなふうな御努力をお願いしたい、こういうことをお願いいたします。私の質問を打ち切ります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは二十八條御質問ございせんか。次に移ります。二十九條御質問ございせんか。それは第六節服務に移ります。三十條御質問ございせんか。三十一條に移ります。三十二條ございせんか。三十三條、三十四條御質問ございせんか。三十五條ございせんか。三十六條に移ります。

○中田吉雄君 三十六條の最初の見出しに(政治的行為の制限)とありますが、投票すること以外には殆んど禁止的な條項のように思ひますが、それを禁止と書かずに制限と謳われた理由は、どういふ点にありますか。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします

ます。御承知のごとく政治的自由は国民が持つものであり、憲法によつて保障されておるのでございしますが、この法律案の考へておられます政治的行為を制限をいたしておりますのは、地方公務員たる身分によりまして、その本質から考えまして、この程度の制限は止むを得ない、こういう意味で制限という言葉を使つておる次第でございします。

○中田吉雄君 敗戦後今年で六年目でありまして、日本の民主化の過程を振り返つて見ますと、前半には、例へば労働三法の実施の創定とか、或いは労働三法の憲法のうふうにかなり日本の民主化に対する政策がとられておるようでありまして、後半には、労働組合法の骨抜きである、或いは国家公務員法によつてその政治活動を制限するとか、或いはレッド・パージ或いは今提案された地方公務員法の制定による政治活動の制限というふうな、全く――前半とは異なつた政策がとられておるのではないかと、その動向を見ますと、丁度日本が太平洋戦争に突入いたします当時と、殆んど同様な過程を辿つておるのではないかと、まあ思ふわけであります。例へば治安、維持法の制定を初めとしたしまして、緊急勅令による或いは総動員法によりまして、国民の一切の自由なる意思の表現を抑えられまして、我が国が運命を課するやうな動向に突入したのですが、私は現在の最近とられておるこの一貫した政策というものが太平洋戦争の直前を彷彿させるものがあるのではないかと、特に百万近い

ところの国家公務員、並びに百三十万人に及ぶ地方公務員というやうな、殆んど我が国の知性を代表するやうな人々に対して、我が国の運命を判断しなくてはならぬ決定的な瞬間に際しまして、そういうもの一切を弾圧するといふことは、極めて憂うべき事態ではないか、そういうやうな意味におきまして、私は最近とられつたある政策といふものは、一連のまあ日本の反動化の立法の一環をなすものであるといふふうに考え、この公務員法の及ぼす影響を非常に重大に思ふわけであります。そういうやうな心配は全然ないかと、國務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。

非常に変つたやうなお考えのうちに承つております。又法律を制定しますにつきては、被占領下直ちに出来た情勢と、只今の情勢とは變つて来たのじやないか、こういうやうな御質問のようにも受取れまして、いろいろの点におきまして、動向として何か日本の民主主義を阻むやうな制限が、特にこの地方公務員法に出ているのじやないかというやうな御意向のようには伺はれますが、併しながら我々といふのは、法の規定と申しますと、こういうやうな法律を出しますにつきては、大体において日本といふものが民主化されるのには、いろいろの過程を経なければならぬ完成しないのじやないかと思ひます。でございしますから被占領直後におきましては、非常な手放しの自由とかいふものができた次第でございしますけれども、併しその後のやうな社会情勢を見ても、併し制限をして置いたほうが、

社会秩序を守るのに工合がいいのではなからうかといふやうなことが出て来るわけでございまして、それで国家公務員法もあつたやうに出ました後に、又政令二百一十号が出たのになかしまして、お考えの通り被占領直後におきましては、お考えの通り被占領直後の考へ方と、それから只今の現段階におきましては、然るべきじやないか、これは実に社会情勢の変化による次第でございします。併しながら私どもは、これは、とにかくこの公務員法を作るにおきましては、現段階が如何であるかといふことを十分考慮いたしまして、そういうこの法案を作つたわけでございます。それから、それによつてこの法案が全く地方公務員の自由を取上げてしまつて、それによつて何れも足らぬなといふやうな事となつたとは思ひませんが、むしろ国家公務員法において、現行法では非常に制限をきつておりましたので、この地方公務員法におきましては、その後社会情勢が變つて来たから緩和して来た、この私は思つておる次第でございします。でございしますから若し社会情勢がもう少し變り、同時に国民のクオリティー、国民の素質といふものが非常に向上、改善されて行くといふことになれば、或いは又變つたやうな法律を作る、若しくは改善をして行くといふことになつて行くだらうと思ひます。要は被占領下の日本におきまして、社会秩序を維持し、又民主的に中央並びに地方の行政が円滑にやつて行けるというやうなものに合わせるためには、こういうやうな地方公務員法を作つたほうがいいのじやないかといふことが大体の趣旨でござ

いまして、変化のございましたことはお説の通りでございます。

○中田吉雄君 お話の点はわかりますが、先に申し上げましたように八、九十万即ち百万近い国家公務員、百三十万に及ぶところの地方公務員は何といつても我が国の知性を代表する極めて健全な階層であると思ふわけであります。そういうものの自由を表明される

ところの政治的な意思の発表行動を制限するということは、私は健全なる民主化の運動を阻害いたしまして、極めて超保守的な、或いはファシズムの二つの、両派の激しい対立になりました。日本が従前に犯したと同じような過失を再び犯すような過程になりはしないかというふうなふりにもあつて心配するわけであります。特に世界の現在直

面して見ますと、その迫り来りつつあるところの危機というふうなものに對しまして、日本の運命をどう決定するかというふうな際、その二百万以上の日本のインテリゲンチヤの政治的な意思の表明を弾圧いたしまして、その超保守的なもの並びに極左的なものだけの対立に委ねるということは、私は非常に危険だと思ふわけであります。いさゝか公務員に対する保護擁護というふうな点もありますが、むしろそういうことよりも、この臨時国会に特に急いで出されたこの法案の底を流れるものは、やはりそういうふうな最近の動向の一環を……非常に早めるものであるというふうなまあ考えるわけでありまして、これは見解の相違で仕方がないと思ふますが、私はそういう極めて憂うべきこの過程を一步々々進みつつあるのではないかと、このことを申し上げまして、この質問は打切りたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 三十六條御質問ありませんか。

○竹中七郎君 三十六條におきまして、公務員各位の選挙の制限が出ておるのであります。我々考えて見まして、この制限は民衆の公僕であるこの方々におかれまして、制限をしなればならぬというやないかという観点を持つておられますが、ここに出てお

りますような全面的禁止ということに對しまして、特に第四のようによい施設、その他に對する制限とかいうようなものがあるが、ほかの点におきましては、もう少しいろいろの点におきまして考えなければならぬと思ふのでございまして。或る意味におきまして、これまでやらなければならぬ国家公務員の方々の或いは政治的、或いはいろいろのところに弊害があつた、そのためにやられたのか、或いはそうではないか、そのほかに面におきまして公務員はこれくらいまで選挙に對しまして制限しなければならぬかという点があるが、その問題につきましてお伺いいたします。

○政府委員(小野哲君) 政府がこの法律案を提案いたしました基本的な考え方は、第三十六條にも現われておりますように、地方公務員の性格に基礎を置きまして、この考え方をまとめた次第でございまして、併しなからそれ／＼のお立場お立場によつて、いろいろの議論があるであろうと私も推測をいたす次第でございまして。さうな基本的な考えから出ておりますがために、従つて我が国の公務員制度を通じて、一つの公務員に對する政治的行為の制限の一貫した考え方から出発して

おる。かように御了承願ひたいのであります。

○竹中七郎君 私は国家公務員法ができました時代と、現在の時代とは二年の間の隔がある。こういう間隔は、世の中の推移によりまして、現段階はどう、その前の段階はどうだということでありまして、私はこの点につきましては、政府がとられた措置につきましては、国家公務員法を作られたとき、何と申しますか、社会情勢と現在の情勢におきましては相当緩和がされております。又一面におきましては、いろいろの懸念が起つておる、その他の点がありましても、国家公務員の方々に於いては、二年前の状態と、現在の状態とは相当違つておるに、現在の状態と、かような全面的禁止をせられたい点に、つきましては、一度お伺ひしたい。その間隔は、我々は、二年前と同じであると考えます。政府の御意図であるかどうかお伺ひ申し上げます。

○政府委員(小野哲君) 先ほど御答弁を申し上げましたように、各種の立場、或いは各種の考え方からいろいろの御批判や御議論もおありにならうかと存じますので、十分この点につきましては、この委員会及び国会において御審議を頂きたいと思ふのであります。

○小笠原三三男君 たくさんの方がこの問題については申し上げて論議になつておる点でありますから、私は簡単に一つお伺ひしますが、法律は、やはり国民の常識と申しますか、民主主義の過程における一断面を現わすものであるであらうと思ふのでありますが、日本の民主主義が前進して行く可能性のある限り、この三十六條における禁止

的な制限というものは、公務員であつても逐次解けて行く面があるであらうといふことを考えるのであります。又この点政府として御承認しますか。又どうしても憲法上の全体の奉仕者であるという建前で憲法の動かざる限り動きて得ない面、極小限はこれ／＼であるという点が政府の見解としてあるならば、この際この点をお伺ひいたします。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。公務員に關する秩序の保持が必要であるということは、御同感願へるかと思ふのでございまして、情勢の変化に伴ひまして、これに對処する種々な方途につきましては、変化がお生ずるであらうといふことは考へておる次第でございまして。なお附加えてお答えいたしますが、只今仰せになつたように、禁止的な制限といふふうなお言葉でございまして、秩序の維持につきましては、何らか最小の線はやはり維持して行くことが必要ではないかと、併しお説は御尤もな点もございまして、十分に拜承いたして置きたいと存じます。

○小笠原三三男君 では岡野大臣にお伺ひしますが、その前に昨夜保留になつておる点をお答え願ひたい。そうしてそれによつて現在の日本の置かれておる情勢、或いは公務員の現狀的な情勢、これらのものを一先括弧に入れて公務員制度における法そのものだけを考へる場合には、この制限は、これは望ましいものであるか、民主主義國家としてあつてはならないものであるか、こういう点について御答弁を願ひたいと思ひます。ついでに念のために申し上げますが、昨夜御質問申し上げてお

ましたのは、マ書簡が指摘している日本の伝統的な旧官僚制度の正体といふものをどう把握しておられるかということでありまして。

○國務大臣(岡野清義君) 昨晚の問題でございまして、マ書簡には、一本制度は日本における民主主義の成功を阻んだ旧官僚制度の種々の宿弊を是正するに足る建設的計画を定めておられる。こゝに書いてあります。それで小笠原さんの御質問は、旧官僚の制度の宿弊を如何に見るかという御質問のようによいと思います。私も民間におりまして、小笠原さんの説に至極同感でございまして。併し万全とはまだ行つていません。小笠原さんの昨日のお説の通りのことがございまして、だん／＼とそれが改善されて行つてくつとあると私も考へております。同時に昨夜も申し上げましたように、或る一部の官僚は、昔のやうに宿弊が抜けきれないで、地方の知事を選任するにつかましても、中央の官庁と非常に連絡のいい知事を望むといふやうなことは、これは一つの現われでございまして。併し又一面から見ますと、官僚といふものは、やはり非常に忠実に仕事をし、政党政派に何ら支配されることなく、自分自身の義務を中正に守つて、そして事務に没頭している。こういう面も大多数にございまして、一時に旧官僚の宿弊が是正されて行つてしまつたといふわけには参りません。追々には私は直つて行くと考へております。それからその次に今日の質問は何でございましてか。

○小笠原三三男君 うわのそりで聞いておられるから……。(笑聲)

○國務大臣(岡野清義君) もう一度お

別個の、いわゆる公務災害補償制度の一環として処置して参るかと、これは今後の問題として処理して参りたいということに考へておる次第でございます。国の場合におきましては、仄聞するところによりますれば國家公務員の公務災害補償法というものが目下研究せられておまして、近い将来これの御審議を国会においてお願いをいたす段階に来るのではないかと、いふように予想しておるものであります。地方公務員の体系におきまして、国の恩給制度並びに公務災害補償制度の確立と並行いたしまして、適宜な措置を講じて参るということにいたしたいと考へておる次第でございます。現行法の建前といたしましては、公務災害補償につきましても労働基準法というものを適用しておりますので、これが当然に適用になつて参ります結果、御指摘になりましたような御心配は差当りはないわけでございます。併しなから先刻申し上げましたように、これらの総合的な施策に關しては恩給制度並びに公務災害補償制度が将来確立せられる段階に立至りますれば、そのときにはつきりとした制度を樹立いたしまして、公務員の身分保障に遺憾なきを期したいというふうに考へておる次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに四十四條御質問はございませんか。
第二款に移ります。四十五條御質問はございませんか。

○鈴木直人君 四十四條四十三條まで關連するのですか、これは全般的な特別職には適用が除外されるということになりますか。若しそうだとすれば消防団員等については別個の法律的措置

をするということになりますか。その点について一つ。
○政府委員(藤井貞夫君) お答えいたします。本法の建前自身といたしましては、この法律は一般職の職員に適用されることに相成つておりますので、今御指摘のございました非常勤の消防団員等につきましては直接本法の適用は受けないわけでございます。併しながら消防団員等につきましても公務災害によりまするいろいろな救済措置といふものは講じて参らなければならぬことは政府といたしまして考へておることでございまして、聞くところによりますれば国会においてもその面の措置が進行中であるというふうな承わつておりますが、それが一日も速かに成立いたしますことを我々もいたしまして期待をいたしてゐるわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問はございませんか。
○石川清一君 四十五條ですが、「職員が公務に因り」となつておりますが、この「公務」は職は二十四時間拘束力を持つてゐるのかどうか伺いたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 「公務」は、いわゆる勤務時間中のみならず勤務時間外でございまして公務の執行に當つております際には、当然本法の適用を受けるわけでございます。

○石川清一君 若し一週間の休暇を得まして旅行したときに列車事故その他で死亡したというときには、これはこの補償を受けることができますか、できませんか。

○政府委員(藤井貞夫君) 只今の場合は一週間の休暇で旅行してゐる場合に

に災害を受けたという場合、これは公務ではございませんので本制度の適用はないわけでございます。

○石川清一君 その場合職員でないというのですか。それは私人というのですか、どちらですか。

○政府委員(藤井貞夫君) それは職員であることは間違ひございませんが、公務ではないということになるわけでございます。

○石川清一君 その場合に政治活動をいたしたらどうしようよに……

○政府委員(藤井貞夫君) 本法の適用につきましては政治的行為の制限の場合、これは公務員たる身分を有してゐるという事実に基づいての制限でございます。この点については勤務時間中、或いは勤務時間外いずれをも問わないという建前になっております。

○委員長(岡本愛祐君) 四十六條御質問はございませんか。四十七條に移ります。

○竹中七郎君 四十七條の中に「審理その他の方法による審査を行い」と書いてあります。審査を行うだけでは変で審査を行つたならば或いはこれを判定するとか裁定するとかいふような強い意思をなせ入れなかつたかどうか。それから四十八條も同じようでありまして、「審査の結果」と書いてあります。審査だけでは非常に弱く、よく感じますが、それは常識で考えよと、こういうような意味でありますか、その点。

○政府委員(小野哲君) 「審査を行う」と申しておりますのは、審査を行います場合に於いては勿論その中で結論が出ることを予想しておるわけでありまして、只今お用ひになりました判

定という考え方は審査の中に包含されておる。「従つてその結果に基いて」ということで、その判定に基いてという、こういうふうな考え方をいたしておるわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに四十八條御質問はございませんか。……では四十九條に移ります。ちよつとお諮りいたします。この四十九條並びに次の五十條につきまして昨日の連合委員会におきまして原虎一君から質問をするは、でございますが、持時間が切れましたので、本日委員外議員として発言を求めておられますが、これを許可することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。

○委員外議員(原虎一君) 地方公務員がその意に反して不利益な処分を受け、人事委員会又は公平委員会に対して当該処分の審査を請求した場合に、直ちに審査を開始し、慎重且つ速かに結論を出してその処分に対する措置を決定することは、不利益な処分を受けたる者の利益を保護するために絶対必要であると言わなくてはならないと思ひます。又不利益な処分に対する審査が政治的意図によつて長期間遅延せしめられることは、全体の奉仕者たる美を挙げるため提出された地方公務員法案の趣旨に副わぬものであると言わなくてはなりません。そこで以上のような事情からして次の諸点につき御答弁を願ひたいと思ひます。

第一に、地方公務員法案第四十九條第三項はその意に反して不利益な処分を受けたと思ひ地方公務員が、不利益処分に関する説明書の交付を要求した

場合、請求を受けた日から十五日以内

に交付しなければならぬとしていま

す。この場合(一)十五日の期間は、任命権者のほうで遵守しない場合にも何らこれに對し交付を強制すべき手段がないと思ひます。どうか。

(二)地方公務員の利益を厚く保護しようとする立場に立てば請求と同時に、又はできるだけ短期間(一定期間内)に交付すべしとすべきであつて、十五日は長きに失する。何故十五日としたか。その根拠を明示されたい。(三)不利益処分に関する審査を請求するには、人事委員会、公平委員会規則等によつて、不利益処分に関する説明書を添付することを要するようになり、審査の開始に重要な資料となると思ひます。従つて説明書の交付が遅れば審査が遅れる結果になると思ひます。如何。

(四)国家公務員法には期間の定めがなかつたと思ひますが、特にこれを設けた理由は何か、それを伺ひたい。

第二に、(五)法案第五十條には審査の請求があつた場合、直ちに審査を開始するよう規定してありますけれども、審査期間については何ら規定がないのであります。従つて、審査機関が、政治的意図其他の理由によつて、故意に審査を遅延せしめても、それに對して請求者は自己の利益を擁護できないこととなるわけでありまして、不利益処分が政治的なものであるば、いかに懸念が多くなるのであります。このような審査機関の不当措置に對し、對抗すべき保護手段は果してあるものでありますかどうか。(六)に、地方條例を以て審査期間を定めうるかどうか。

以上の諸点につき御願ひいたします。

第三部 地方行政委員会會議録第十四号 昭和二十五年十二月九日 【參議院】

であります。が、喧嘩相手が作つた人事委員会によつてその組織はいのちの難癖をつけられる。この一つを以てしても明らかでありまして、この五十三條というものは、明らかに職員団体を圧迫するために利用される公算が非常に多いと思つておられます。が、その辺の見解について承つて置きたいと思つておられます。

○政府委員(鈴木俊一君) 一旦登録を受けた職員団体が、その登録を取消することがあるという事は御指摘のように第四項に譲つておられますが、その手続といつたしましては、この法律及びこれに基づく條例の規定に適合しないという條件に合致することになつたときに取消することができるといふのであります。必ず取消しなければならぬといふのではなくして、先ず第一に取消することができるといふことであります。それから更にその取消をいたします場合には、條例でこれを定める。又方法を條例で定める。單に人事委員会の規則でこれをやるのではありませんが、地方議会が参加いたしました條例でその手続を定める、こういうことにおきまして、やはり手続を慎重にいたして職員団体のほうに希望等が議會を通じてやはり十分に反映できるように形にしておるわけでありまして、更に第三には、取消をいたします場合、法律上の保障をいたしましてあらかじめ口頭、審理を行わなければならぬ、こういうことも一つの保障をいたしておきまして、而も職員団体から請求がありましてした場合、更に第四の要件としては、その口頭審理を公開してやらなければならぬ。こういうふうに四重のいわば過重なる手続を考

慮しておるわけでありまして、御心配のようなことは先ず万々ございませう、かように考へておる次第でございます。

○小笠原三男君 それに関連して昨日から私はしつこく言つておるのではありませんが、規則條例をお手盛で作るような結果になり、そしてその範圍内で口頭審理もするのですから、この点問題があるわけですが、口頭審理によるその判定の基準はやはり條例によるものでしょう。條例を乗り越えても判定を下すことができるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この判定の基礎は今申し上げましたように、この法律及びこれに基づく條例の規定に適合しないものとなつたときといふことで、要するにこの法律に定めておる要件を欠くかどうかといふことを人事委員会が認定するわけでございますが、その認定の方法、手続等は條例でこれを定めるといふことでございます。

○小笠原三男君 それでは或る府県では適格であり、或る府県では不適格であるといふ全国的にばらばらな水準に基づく団体ができて、同じ地方公務員として全国的に同等に保障するべきはずのものが、地方の制約によつて団体の形成を保障されないといふ場合が法律の形式上起るようになり、事実上、事実上という紛争が起ることを懸念せらるるのです。そういうことについて予想される点につき伺ひますと共に、そういう場合には如何なる指導、助言を與えられるお考えであるか、お伺ひしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方自治を認めております建前から申しまして、法律がこのような、先ほど御説明申上

げましたような、四段階の保障の方法を考慮いたしておりました。そこに地方々々によりまして若干の食い違ひが出て参りますことは止むを得ない結果でございます。又地方自治の建前から申せば当然のことであるといふ言ひをしております。併しながら技術的な立場から見まして甚だしく不適切であるといふような場合におきましては、これは地方自治の技術的な助言、或いは協力的な助言といふようなことも場合によつては考へていきたいと思います。併し最後の究極的な問題といつたしましては、要するに一度登録せられた職員団体が、違法の状態になつたからこれを取消すわけでございます。この審査決定の終局的な権限は裁判所が行ひ、人事委員会の取消処分は一つの行政処分でございますから、その処分が違法であるかどうかといふことについては訴訟事項に相成つております。それから、これは裁判所において最終まで争うという場合には争う、かような趣旨でございます。

○小笠原三男君 それは手続上誠に完備しているようでは誠に大變いのであります。が、労働組合法の適用を受けることなしに、而も相成るべくは公共の福祉に反しない限り、そういう団体の形成を認めて行こうという努力がある場合には、裁判所に対しては、前に、全国的にもつと條例等によつて特殊に弾圧され圧迫されて骨抜きにされたりといふようなことのないように、裁定の基準はここにも書いてありますけれども、設けて、全国的に何か不満なり或いは審査要求に対して考へてやるといふようなものが欲しいといふ気もするのですが、この点如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 條例において規定したすべき事項等につきまして、これはできるだけ事が慎重に公正に運ばれますように、一つのモデルの條例を申しますか、そういうようなものを地方自治庁におきまして示すようにいたしたいと思つておられます。その結果におきまして非常に甚だしく違法の状態にあるような場合につきましては、これは協力的な助言をいたすようにしたい。又情報交換等によりまして、こういう地方団体においては、こういうようなものは適法なものである、こういうふうになつていくといふもの、こういう相互の情報交換といふもの、この法案におきましては特に規定をいたしております。自治庁におきましては、そういうようなものを基礎にして十分な適當な努力をいたしたいと思つておられます。

○小笠原三男君 この際あとで疑義が起るかと困りますので、前例もあつたことですから、自治庁にお伺ひして置きますが、自治庁の指導、助言的な事項を地方にお流しになるだろうと思ひますが、それを上廻り下廻つて各府県が決定することについては、何ら精神的なその後のですね、圧力をかけないといふことをこの際言明できますか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点はまさにお考えの通りでございます。地方自治庁のなしますのは、今の協力的助言と技術的な助言でございます。これは全く單なる助言でございます。地方公共団体としては、何らこれに法的に拘束されるものではございません。

○小笠原三男君 希望して置きますが、労働運動を制限してですね、そしてこういうふうに移行する場合に、得てしてトランプの起り勝ちなのは、この中央の指示、示達というふうなものを金科玉條として県当局、その他が金縛りせられる通弊があつたような点が、必ず紛争の元になるのであります。この点については至極御理解のある鈴木次長において、いささかもそういうことのないように御指導相成りたい。過去について年末給與のそれらについてですね、同は五割でせめた、それでお前の県も五割以内にせよ、五割以上出たらば、今後配付税において云々する等という、その精神的な圧迫を加えてコントロールした実例があるので、この際もうでない公務員制度に則つて近代的な地方指導をやつて頂くように希望いたして置きます。

○鈴木直人君 職員団体をやる、單位職員団体をやる、この範圍は、第七條によつて設置するところの人事委員会、或いは公平委員会を置くところの範圍と合致するものであるかどうか。例を取つて見れば、町村の吏員は單位町村を單位として職員団体をやるのか、或いは県の職員は県の人事委員会の範圍とするれば、県全体を一つの單位職員団体として結成する。従つて地方事務所の職員は、地方事務所ごとの單位職員団体を結成するのではなくして、県全体の職員団体の中に包含されて一つの單位の中に結成される、又県の教育委員会に所属しておるところの職員、教員は、その県庁の職員と一緒に単位として單位職員団体といふものを一個作るというふうな組織のや

り方になるのであるか。そういう点をお聞きして置きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 県の場合の例を取つて申し上げますと、例えば県内に十六の地方事務所があるとしたしまして、この場合におきましては、それ〴〵の十六の地方事務所の単位ごとと一つの単位の、独立の職員組合を作る、そうして県庁の職員も又一つの単位の職員組合を作る、これらのそれぞれの単位の職員組合が一緒になりまして、その県全体の一つの職員組合の連合会を作る、こういうことが実情として考えられますが、この場合の県庁なり、地方事務所の個々の職員組合は、単位職員団体であり、それらの一緒になつてつくりましたその県の職員団体の連合会がこれは一つの連合団体でございますが、いずれもこの五十二條の第一項に申しますところの給與、勤務時間、その他の勤務条件に關し、当該地方公共団体の当局と交渉するためこの団体という觀念に入りますので、これはこの公務員法案において言つておきますところの、職員団体となると思つたのでありまして、これに反しまして、例を町村に取つて申しますと、町村の職員がその町村の職員組合を作る、県内の、或いは地方事務所管内の町村の職員組合が一緒になつて連合会を作る、或いは県内の町村が全部一緒になつて職員組合の連合会を作る、こういう場合を考えますと、この場合におきまして、いわゆる交渉相手というものは、その地方事務所長でもございませぬし、知事でもないわけでございますが、そういう場合は、やはり個々の町村長が当局として交渉相手になるわけでございますから、そういう

地方事務所管内の町村の職員組合の連合会、或いは県全体の町村の職員組合の連合会というものは、この五十二條の第一項にいう職員団体にはならないわけでありまして、これは飽くまでも事実上の組織、こういうことになるわけでございますが、そういうものも差支えないわけでありまして。

○鈴木直人君 そうしますと、第七條によると、その人事委員会を置くところの範囲と必ずしも一致しておるものではない、その職域別の職員団体を作る得るのであつて、人事委員会の職域を、区域を包括して一個のものを作るのではないということになるわけでありまして、例えば小学校の教員のごときは、それ〴〵の小学校内に単位職員団体を作つて、そうしてその連合会を結成するということになりますか、或いは県全体というようになりませんか、その点をお聞きして置きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 小学校の教員の場合でございますと、今お話のように、それ〴〵の学校を一つの単位といたしまして、職員組合を作ること、これは勿論一の能でございますと同時に、この県全体の教員の職員組合を作るといふ問題でございますが、これは教育公務員特例法との關係がございまして、小学校の教員を市町村の公務員と見るか、府県の公務員と見るかというところに問題があるわけでございますが、これは今文部省当局と話し合ひをいたしております、將來全部市町村の教育委員会が教員を任命するということになりますならば、これは市町村の地方公務員ということになりますので、従つて職員団体といたしましては、町村ごとにはばら〴〵になるわけ

でございます。その場合の連合会も丁度普通の町村吏員の職員組合と同じような扱いになると思ひます。併し現在政府におきまして考えておりますのは、府県、小学校の教員が、現在都道府県の教育委員会によつて任命をされておるわけでございますが、そういうふうな任命権が都道府県の教育委員会にございする限りは、やはりこれは都道府県の地方公務員と同じような立場におきまして、都道府県全体の職員団体を作つて、それが法律上最も適當であらうし、そういうことが必要である、こういうふうに考えまして、地方公務員法案との調整につきまして、教育公務員特例法を改正をすべきである、かように考えております。

○委員(岡本愛祐君) ほかに御質問ございせんか、次に五十四條に移ります。御質問ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 五十五條に移ります。御質問ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 五十六條に移ります。御質問ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 第五十七條、御質問ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 第五十八條に移ります。御質問ありませんか。

○委員(岡本愛祐君) 五十九條に移ります。御質問ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) それでは第五十條に移ります。第六十條……

○相馬助治君 ちよつと待つて下さい。五十九條にです、地方自治庁のすることのできる助言というものは、地方の公共団体から求められた場合にのみするものであります。それとも絶えず地方の自治体の様子を見ていて、積極的にこれをなさんとするものであります。それとも二つの場合を含むものであります。その辺の見解を承わつて置きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は、今御指摘のように二つの場合を含むわけでございます。

○相馬助治君 これは私がずっと法案の審査に當つて言つて参りましたことと首尾一貫しない矛盾したことを言わざるを得ないのであります。又、地方財政の非常な脆弱な状態、且つ又地方行政の人的構成、その他から今日極めて不備な状態からいたしまして、この地方自治庁がこれに對しては中央に對する、事実の問題としては中央に對する、而も有効なる指導助言を與えなくちゃならぬ、これをこの地方公務員法の中にわざ〴〵積極的に一項設けたということは、どうも別の観点から眺めると、どうも別の、曾つて猛威を振りました内務官僚の勢力をこの法文に隠れて温存せしめんとするやの意圖が衣の袖に隠れてあら〴〵見える、これとく見えるのであります。これは私の行過ぎた懸念であるかどうかはわかりませんが、少くとも市長、知事、それらの者は公選されておるのであります、こういうことは又言はずもなだらうと思つたのであります。これを積極的に一條設けましたその理由、又その意圖するもの、これらにつきまして大胆率直なる御見解を承わりたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。第五十九條は別に他意はないのであります。折角の御質問でございますが、折角の御質問でございますが、国家公務員につきましては人事院がこれを担当する。従ひましてこれらの点を明らかにいたしますためには、地方公務員はどこでお世話するかということになりますと、強力なる技術的の助言を地方自治庁がやるのだということ、法律で書くのが運用上適當であらう、ということになつたのであります。地方自治庁がその設置法に基いて行います権限がこれによつて加えられたわけでもありませんし、他に特別な意圖を持つておるわけではないのであります。

○委員(岡本愛祐君) ほかに御質問ございせんか……

○委員(岡本愛祐君) 第六十一條に移ります。御質問ございせんか……

○相馬助治君 六十條、六十一條を通じて考へ得られることは、極めてこの罰則が總括的に多過ぎるということでありまして、而も第六十一條の四号におきまして、「第三十六條第三項の規定による禁止に違反した者」に對しまして、行政的な措置だけでなくして「三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する」と厳格に罰つておりますが、これは甚だ當を失したものであらうと、こう考へるのであります。この辺も見解について伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) この罰則につきましては、国家公務員と比較いた

しまして重要な点だけにとどめまして、その他の事項は成るべく罰則を付さないようにいたしております。例えば職員は服務規律違反につきましては、国家公務員法におきましては罰則と懲戒処分とは並行するようにいたしておりますが、この法案におきましては服務違反につきましては懲戒処分だけで行く、こういうような建前にいたしておるのでございまして、一般方針としては罰則は情勢に即応して緩和をいたしたつもりでいるのでございまして、六十一條の第四号でございしますが、これは先ほど御説明を三十六條におきまして申上げましたごとく、公務員の政治的中立性を保障いたしますために公務員自身がそれ〴〵規定せられた政治的行為をすることを禁止いたしますと共に、外部からこれに対してそういう行為をすることを求め、そそのかし、あおると、こういうことをやはり制限をいたしまして、真に公務員の政治的中立性を可能であるようにしよう、こういう考え方で立案をいたしたものでございまして。

○竹中七郎君 今の問題に對しまして、外部からやるといふことに對しまして私は公務員という方は、まあ地方におきますればインテリで、その人たちがあおられてどうなるということまでお考えになることはちよつと行過ぎじやないかと、かように考えるのでございしますが、この点につきまして一つ……。

○政府委員(小野哲君) 只今鈴木政府委員から詳細な話を申上げたので一応御了承が願えるかと思つたのでありますが、この法律は建前から申しまして、外部から求められたり、そそのかされ

たり、或いはあおられたりした場合におきまして職員の中立的な立場を保護して行きたいと、こういう点から出ておりますので、そういう意圖から考えますと、この罰則も意味があるかと考えております。

○委員長(岡本愛祐君) ほかにございせんか……それでは六十二條に移ります。六十二條御質問ございませぬか……それは附則に移ります。附則の第一項御質問ございませぬか……では二項に移ります。二項ございませぬか……三項に移ります。附則の三項……。

○相馬助治君 附則を一括して議題に供して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは附則以下一括して議題に供します。

○相馬助治君 極めて大まかな質問で恐縮ですが、附則の施行期日を見ますと、大部分のものを二ヵ月と、こう押えてありますのが、これは国家公務員法の施行当時の経緯等その他に鑑みましても、私は技術的にちよつと無理があるのではないかと、こう思うのです。又うるさいようですが、逆にひつくり返しますと、来春あたり行われま

す地方選挙を目途といたしまして早急にこの際、先般岡野大臣がいみじくも申されましたように、縛つて置くのだと言つた、その縛つて置くという考えで出された政府の政治的意圖があるのではないかと……私が言つてゐるのではなかつた、世上流布されている。従いましてこれが二ヵ月というふうには押え

たというところが私はどうも技術的に無理があるかと思つて置きますが、その辺の見解を承わつて置きたい。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げます。この法律が成立いたしました場合に施行する場合の段取りをこの附則できめていなくてはならないと、中には或いは研修を行うような必要のあるものもございするし、或いは又相当期間を置きまして、例えば職階制のごときは慎重に研究しなければならぬものもあるものであります。その他の事項で準備が可能なものにつきましては大体二ヵ月もありませんれば、従来の法律公布並びに施行の経験から申しまして支障はないものと考えまして、さうな意味におきまして施行の段取りをきめたような次第でございまして。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質疑ございせんか……。

○吉川末次郎君 非常に慎重に質問応答が行われましたが審議が行われたと思われぬのであります。一応これを以て質疑応答を打ち切ります。休憩に入りまして、午後二時から討論を開始するようして議事をお運び願ひたいと思ひますが、如何でございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) 只今吉川委員から御質疑がございまして、質疑は大體盡きたやうであるから、これで質疑を打ち切つて休憩に入つて、午後二時から討論並びに採決を行うようにしたいと、御勸誘であります。御異議ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは質疑は盡きたものと認めまして、質疑はこれで打ち切ります。休憩前にちよつとお諮りしたいことがあります。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。それではこれで休憩いたします。

す。なお午後二時、時間厳守でいたしたいと思ひますからどうぞ……。

午後零時三十分休憩

午後二時二十二分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引き続き地方行政委員会を開会いたします。地方公務員法につきまして討論を行いたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩本哲夫君 この際緑風会及び民主党の両党によりまして協議成案されし修正案を提出いたしたいと存じますので、御採決あらんことをお願いいたします。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれより討論を行います。御意見のあり方はそれ〴〵賛否を明らかにして、お述べを願ひます。なお修正の御意見は討論中にお述べを願ひます。岩本哲夫君。

○岩本哲夫君 地方公務員法案の政府原案、衆議院送付の案に對しまして、次のような修正を求めたいと存じます。それ〴〵お手許に刷りものが御配付申上げてありますので、その全條文を一応私より朗讀いたします。

地方公務員法案の一部を次のよう

に修正する。

(1) 第五條第二項中「人事委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる」を「人事委員会を置く」に改める。

第七條第二項中「人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体

の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる」を「人事委員会を置く」に改める。

同條第三項本文「人事委員会を置き、又は他の地方公共団体に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体」を「人事委員会を置く地方公共団体」に、同項但書中「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会若しくは公平委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」を「公平委員会を置く」に改める。

(2) 第八條第一項第九号及び第二項第一号中「審査し、」の下に「判定し」を加え、同條第七項中「決定」を「決定(判定を含む)」に改める。

(3) 第十一條第一項中「二人以上」を「全員」に改める。

(4) 第三十六條第二項に次の但書を加える。

但し、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。以下同じ。勤務する職員以外の職員は、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第五十五條第二項の市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域)外において、公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域(当該

学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第百五十五條第二項の市であるときは、その学校の所在する区(区域)外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることが出来る。

(5) 第四十七條中「審査を行い、」の下に「事案を判定し、」を加える。

(6) 第四十八條中「審査」を「審査、判定」に改める。

(7) 第五十五條第二項中「申合せ」を「協定」に改め、同條第三項を「第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

(8) 第五十七條中「職員のうち」の下に「、公立学校の教職員（学校教育法に規定する校長、教員及び事務職員をいう）、單純な勞務に雇用される者その他」を加える。

(9) 第六十一條中第四号を削り、第五号を第四号とし第六号を第五号とする。

(10) 第六十二條中「第六号」を「第五号」に改める。

(1) 附則第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

(12) 附則第七項中「附則第二十項」の下に「及び第二十一項」を加

（13） 附則第二十項の次に次の一項を
える。

21 第五十七條に規定する單純な

勞務に雇用される職員的身分取扱については、その職員に關して、同條の規定に基き、この法律に對する特例を定める法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

條文は以上でありますが、その要旨とする点をかいつまんで申し上げます。即ち第五條及び第七條等に修正を加へました趣旨は、それ／＼人事委員會を設置いたしたいということに關連する整理せる條文であります。第八條の中の「審査」の下に「判定」を加へました理由は、勤務條件に關しまする措置の要求があつた場合には、人事委員會又は公平委員會は、審査を行いますと共に、必ずこれに基く判定を明らかにし、そうして職員にその要求の趣旨の適否につきまして委員會の見解を了知させる段階を設けようとするものであります。又これによつて職員の要求が委員會による明瞭な判断を與へられないままで放置されることのないようになしよとする趣旨であります。即ち右の判断を明らかにする段階を判定と稱したのであります。この用語は國家公務員法の第八十七條において用いられておる例を引用いたしました。更に「決定」という事項を入れましたのは、決定の中には、今私が説明申上げました判定の意味をも同様に加える場合を考慮いたしまして、決定もこの判定の趣旨と同様の意味合をも兼ねることをここに明記したのであります。

それから十一條中の二人以上を全員に改めました理由は、人事及び公平委員會のいろ／＼な審査、判定ということとは、事人事に關しますことはもとより職階制、給與或いは勤務條件その他

勞務に雇用される職員的身分取扱については、その職員に関して、同條の規定に基き、この法律に対する特例を定める法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

條文は以上でありますが、その要旨とする点をかいつまんで申し上げます。

に、必ずこれに基く判定を明らかにし、第五條及び第七條等に修正を加へた趣旨は、それ／＼人事委員會を設けたいということに關連する條文であります。第八條の中に「審査」の下に「判定」を加へしめる理由は、勤務條件に關します措置要求があつた場合には、人事委員會又は公平委員會は、審査を行いますと共に、必ずこれに基く判定を明らかに

に、そうして職員にその要求の趣旨
適否につきまして委員会の見解を了
断させる段階を設けようとするもので
あります。又これによつて職員の要
求が委員会による明瞭な判断を與えら
れないままに放置されることのないよ
うにしようとする趣旨であります。即
右の判断を明らかにする段階を判定
称したのであります。この用語は
家公務員法の第八十七條において用
られておる例を引用いたしました。
「決定」という事項を入れましたの

は、決定の中には、今私が説明申上げた判定の意味をも同様に加える場を考慮いたしまして、決定もこの判の趣旨と同様の意味合をも兼ねることをここに明記したのであります。

それから十一條中の二人以上を全員改めました理由は、人事及び公平委会のいろいろな審査、判定ということ、は、人事事に関しますことはもとよ職階制、給與或いは勤務條件その他

各般の重要なことを議題といたしましたし、これを審査、判定いたしますが、故に、やはり三人の委員であるならば、全員が会合出席してこれらを取運ぶということが最も適正であろうという深い考慮から、全員に改めたわけであります。第三十六條の政治活動の禁止に關しまする要旨は、大體先の

国家公務員法の制定されましたる客観情勢と申しますか、或いは国内情勢の事態と今日の事態とは著しく相違がありますののみならず、ポツダム宣言でも新しい憲法でも、人權の基本的な擁護は申すまでもなく、この政治活動の自由も許されております現在の段階におきまして、殊に地方公務員のそ住居せる、いわゆる土着性と申しま

すか、かような事態、或いは地方にお
きましての最も知識人であり、社会指
導者の立場にあります者の、ことごと
く政治を全面的に禁止するということ
は、前段に申しましたような人権の蹂
躪であるのみならず、諸般の情勢か
ら、これは政府原案は多少行過ぎの感
を感じますが故に、ここに次のような
修正点を要求したわけでありませう。即
ちその要旨といたしますところは、要
点といたしますところは、一般公務員
の場合は、都道府県庁に勤務せる者

は、その都道府県外なら自由を認めていいではないか。又地方事務所に勤務せざる者は、その管轄区域外なら差支えないではないか、又市町村に勤務せる者は、その地域外なら許しても差支えないではないかという観点から、かような措置を考慮したのであります。又公立学校その他教育機関に勤務せる職員につきましては、都道府県立の学校に、或いは教育機関に勤務せる職員

掲げたものは典型的なものの例示に過ぎないのでありまして、これに準じて考へ得る性質のものは結局例示の後にその他……特例を必要とする……ことを特に入れたところと包攝したとして、この取扱をいたさんとする場合であります。それから又公立学校の技術職員等につきましても特例は設けておかないのは先ほど申し上げましたように左に若し「職務と責任の特殊性に基いて」必要のある場合にはその他の場合にこれをも包攝し得るといふ解釈を持つておるのであります。又公立学校の事務職員が例示いたしてありますのは、本條は特例を設け得る規定に過ぎないと解釈しておることでありまして、従つて常に例示のすべてにその特例を設ける趣旨ではない。結局はその「職務と責任の特殊性に基いて」必要な範圍のこれは職員についてのみ特例を設けるということに附加して置きたいのであります。又單純勞務者の範圍の特例を定めましたのは、第五十七條の規定によりまして特例を定め得る單純勞務者といひましては、道路公園その他營造物の清掃、塵芥尿の汲取、収集、運搬、処理、消毒衛生作業、港灣の雜役役人夫等の作業、土木工事、食堂、宿泊所、屠場、火葬場等の現場勞務に従事する者などが一例としてあります。が、これらのものに對しまして特例をいたしましては、政治的行為の制限を緩和し、又はこの解除をすることができ趣旨を諱つたのであります。

それから第六十一條第四号を削りました理由は、本法は公務員に関する各種の基準を定めました法律でありまして、その規律の中心はすべて公務員の自體であります。第三十六條も詰るところは公務員自身の政治活動の制限をしようにするものが規定の眼目でありまして、同條の第三項はその趣旨を確保するための側面的補強規定に過ぎないと考えるのであります。而も制限を受ける中心の主体である公務員自身につきましては、本條の規定に違反した場合は行政処分による制限に過ぎないのでありますから、第三項の規定によりまして側面的な立場において制約を受ける第三者、一般人に對しましてその規定違反の場合に、第六十一條第四号におきまして刑罰を以て臨むということは適當でないと考えます。務員以外のものに対して強い制約を加える法律とすべきでない。かような意味で第六十一條第四号を削除いたしました次第であります。

以上が大休修正案の骨子及びあらまし説明であります。何とぞ御協賛を賜らんことを切望いたします。

○西郷吉之助君 只今若本委員より修正案につきまして御説明がありました。が、なおこの修正案は民主党と緑風会の共同提案になるものであります。詳細に只今御説明になりましたので煩瑣を避け、私は民主党が緑風会に提示された修正案において緑風会が二点修正を加えたもので、そのことに一言触れて置きたいと存じます。

その第一点は三十六條であります。が、最初の案には教職員の通学区域を單位としたものとございましたが、緑風会におきましてはこれでは少し範圍が狭過ぎるという意見がありまして、その結果勤務市町村、即ち設置者が数カ町村に亘る場合はその關係市町村につき活動を制限するといふふうに改めましたのであります。第二点は附則の最後に、第二十一として單純勞務者の問題であります。が、この問題は先ほど岩本委員の御説明にもございましたが、土木建築、道路清掃等のごとき現業員はこの五十七條の特例ができるまでは本法案の適用を排除いたしまして従前通りとするところとしたのであります。この二点につき緑風会におきましては修正を加えたわけでありまして、その点以外は只今岩本委員から御説明になりました通りであります。この二点だけ緑風会が特に修正を加えたということを一言加えて置きます。一つ皆さんの御協賛を得たいと思ひます。

○相馬助治君 私は日本社会党を代表いたしまして只今議題と相成つておりまする衆議院送付の地方公務員法案に反對いたします。共に、ここに緑風会及び民主党共同提案にかかります修正案に對して賛成の意を表するものであります。皆さまで御承知の通り、本法案は全國百三十万の地方公務員の任用、職階制、給與、勤務時間その他勤務條件、分限、懲戒、服務、研修、勤務成績の評定、福祉及び利益の保護、団体、人事行政、こゝういふふうに廣汎に亘りましてその根本基準に関する規定でございます。誠に重要な法案であると言わざるを得ないのであります。従つて先ず指摘しなければならぬことは、この重要な法案が会期が至極短く、而も会期延長の余地のないこの臨時国会に提案された政府の処置は、極めて妥當を欠くものであります。

りまして、本委員の不滿とするところでございます。一國の運命はその國の持つ公務員の素質如何にかかるといふことは、東西の歴史がこれを雄弁に証明するところでありまして、一國の公務員の性格の如何といふものは、実に一國の興亡にかかるといふものであります。このことに關しましては多くの例証を挙げる必要を認めません。私はただ一点ドイツの例を示してこのことについて言及して見たいと思ひのであります。御承知のようにドイツにおきましますところの國家法人説といふものは、王權神授説とその後を發達いたしました民主主義思想の妥協したものであります。この思想は日本に参りまして天皇機關説となり、會つて議會において問題と相成つたものであります。が、要するに明治憲法の制定に當りまして、その範をプロイセンにとりました結果、日本人古来の事大主義と相マツチいたしまして、いわゆるその後におきましては法科万能の官僚群を日本に發生せしめました。即ち民衆の意思に忠実ならざる官僚と申す特權階級が誕生したのであります。これが政友会、民政黨、この兩保守政黨を中心としたと申す政黨政治の墮落の機に乗じて勃興いたしました軍閥と結び、遂に我が國をして今日かくのごとくみじめな敗戦にまで至らしめたものであります。これはまさにドイツの敗戦と揆を一つにするものでございます。この意味で私は一つの例証をドイツに求めたのであります。誠に意味ないことでないと思ひのであります。が、ドイツ官吏の發生並びにその性格を歴史的に考察いたしますと、十八世紀末より十九世紀にかけて、時のドイツ

の國王は小ブルジョアと土地貴族の勢力均衡の上に立つて、國家内部を統一する手段としてはそのアプソリュティズムによる特權階級たる官僚を養成し、一方に軍隊を養成し、これを手先として使つて参つたのであります。これは欧米にも他に類例を見ない一つの特種な型を持つ官僚をここに作り上げたのであります。後はドイツにおきましてはこの國におけるところの革命により、社会民主党の天下と相成り、ワイマル憲法治下におきまして、この官僚に對する反省が求められたのであります。けれども、真に當時においてもドイツを動かしたものはいづゆる政治的中立を持つと言われる、時のドイツ官僚であつたのであります。そして當時の民主化運動によりまして、この官僚の特權組織を打破せんとする試みは、當時の強大なる官僚一團の反撃に遭つて所期の目的を果さず、かくしてドイツ官僚團の特殊なる地位はいよいよ強化され、次いでそれはヒットラーのナチス治下の獨裁政治に至ります。や、直ちに時の政權の利用することとなり、下請機關として彼らは武斷政治、警察政治の走狗となり、遂にあの敗戦に至らしめたのであります。それは常に統治權者の權力を背景とし、統治權者に代つて權力を振り、社会民衆とはまるで別個の社會群を形成して参つたのであります。これを賞讃する言葉を以てするならば政治的中立を持つ公僕であるといふことができると思ひのであります。が、非難する言葉を以てするならば、買弁的或いはプロカー的存在を彼らは保持したに過ぎないといふべきであらうと思ひのであります。この官吏の持つ常に

中間的な存在として、その義務觀念に生きるがごとき外貌に隠れ、事實は彼らは節操を売り、経済的には遂に國を売り、民族を亡ぼしたことは、歴史がこれを雄弁に物語るところなのでございます。これは私がこの際貴重な時間を費やしまして、何が故に長々とドイツ官僚について歴史的追憶をしたか。それは実に日本の官僚の發達と、その歴史的に果たした役割というのには誠に彼れ相通ずるものがあると信ずるからでございます。先にマツカーサー書簡は述べております。國家公務員法は本来日本における民主的諸制度を成功させるには、日本の官僚制度の根本的改革が不可欠であるとの事實の認識の下に考へられたのである。言葉を進めてマツカーサーは又こう述べております。従つて本改革の成功が占領政策の第一義的目標の一つたるのみならず、それは日本國民の將來の福祉のための前提條件の一つである。我らはこの際ドイツ敗戦の歴史におきまして、官吏の果たしたその役割、そして公務員制度の内容と一國の運命というものを考え合はせまうと共に、マツカーサー書簡の趣旨を眞実に理解せんとする場合、先づ襟を正して日本の官僚制度の反省を求めざるを得ないのであります。マツカーサー書簡に基いて、國會が先にみずからの意思において決定いたしましたる國家公務員法は、以上のような歴史的な事實と現實における日本民主化の過程における要求に對して、果して何を應へ得たでありましょうか。今日國家公務員に對する非難というものは、國內の問題ではなくて、講和を前にするところの日本に對して全世界の非難の一つとさえ相成りつつあるやに

聞いておるのであります。而もここに私たちが審議しております地方公務員法はその範を国家公務員法にとつていたのであります、我々が政府原案に對しまして反對せざるを得ない理由の第一は實にここにあるのでございまして。その反對の根拠を別の一面から眺めて見ますならば、即ちアメリカ、イギリスにおける官僚群というものは、文字通りこれは事務官僚であつて、ドイツ及び日本のそれとは本質的に異なるのであります。官僚制度自身も民主化されておりますし、民衆の生活にかけ込んでおりますと共に、これを圍繞いたします地域社会の民主化も又高度に進んでおるのであります。官僚が時の政權によつて、或いは民衆の意思によつて容易に動かされることの基本的性格を持つものであるのです。こうしたアメリカというやうな國においてこそは、国家公務員法案なるところの中立性を官吏に確保せしめる身分法が必要なのであります。日本の場合においては完全に事情を異にしていると訴えざるを得ないのであります。我が國の官僚は政治的中立の言葉に應れて常に時の政權を背景としたしまして、政治勢力の実体を形成して来たところの長き伝統を持つものであります。下層官吏は暫らく措くといひまして、上級官吏において常に左翼たると右翼たるとを問わず、政治權力の上にあぐらをかき、政治の實権を掌握して今日に至りました。日本の民主化のために我々が日本の公務員制度に今日要求せんとするものは、これらの公務員の政治活動を制限することでもなければ、人事委員會を設けてこれを保護せんとするものでもなくて、實

に官僚制度それ自体の持つ宿弊に対する民主化でなければなりません。即ち権力者の下僕たりし官僚をして真の大衆の下僕たらしめねばならないと思うのであります。それは第一に社会と官僚との間にあるところの断層を埋めることであり、第二には任用の制度を改めることでありまして、官僚制度自体のうちで、各公務員の自由な意思によつて、自由に部内の民主化運動の推進される機会を與えるべきであります。通覽いたしまするに、地方公務員法は、むしろこの傾向と逆行するものであることを指摘せざるを得ないのであります。而も地方自治法において、知事、市長、町村長というようなものは公選となつておりますことは、誠に理由なしとしないのでありますけれども、このことで我々が現実の数字の上について考察して見なければなりません。一点は、先に政府が本地方行政委員会に提出いたしました資料について見まするといふと、地方公務員数調、昭和二十五年六月三十日現在に特別職としての知事、市町村長の数は、二百三十六名であります。一般職の数字は二十三万八千四百二十九名を数えておるのであります。これをアメリカの例に比べて見ますといふと、アメリカにおいては、連邦職員において、特別職が三〇%と政府は答弁の中に発表いたしておりますと共に、我々の調べたところによりますと、イリノイ州といふ一つの州におきましては、二万四千人の地方公務員のうちで、実に八千名は自由任用の制度による特別職であるのであります。アメリカにおいて然り、而も日本において知事、市長、町村長というようなものが公選されたとい

しましても、この歴大なる数の官僚階級の上に乘つかつて、果して真実に民衆のための政治ができるでありましようか。而も本法案におきましては、一般職の制限をいよ／＼拡大し、特別職の範囲をいよ／＼縮小するがごときことは、極めて問題でありまして、總体的に日本の地方自治の実態に即しない政府原案に対しましては、断乎として我が日本社会党は反対いたさざるを得ないのであります。

次に政府が今般突如として、極めて反動的なる本法案を提出いたしましたるその政治的意図について、我々の見解を一言述べさして頂きたいと思うのであります。それは、政府は現在とりつゝあるところの万般の施策を見れば極めて明瞭でありまするやうに、飽くまでも自己陣営の保全と、その支配態勢の強化のために、かかる法案を用意したのではないかと疑われるのであります。特に今国会に提案した直接的な意味は、来春四月の地方選挙を控えて、これら地方公務員の政治活動を封殺することにより、興党の選挙を有利に展開しようとする趣旨であると、世上噂されておりますけれども、必ずしもこの噂というものは根拠のないものでないと思わざるを得ないのであります。先に述べましたやうに、極めて短期な臨時国会にかかる重要法案を提出した政府の意図いずこにありや、我々は了解に苦しむと言わざるを得ないのであります。なお政府はマツカースー書簡の精神に基いて云々と、この公務員法の提案の理由に説明しておるのでありますけれども、マ書簡の真精神というものは、何でありましようか。労働組合弾圧的な、或いは個人の

基本的諸權利を奪つてしまふような非民主的なものでは断じてないのであります。當時の社会的情勢下にありまして、労働組合の、公務員を含めたところの、これら組合の極左的な傾向に対して、是正し、民主的な労働組合の確立を期し、同時に進歩的な公務員制度の確立を図り、これら公務員を保護せんとするの精神に出でたるものであるのであります。而もここに本法案を提案いたしますことによつて、公務員に義務を強要し、その保障を忘れたる、或いは基本的人権までを侵すような内容を持つ非民主的な法案をいわゆるマツカーサー書簡の趣旨によつて提案したということは、我々の断じてとらないところなのであります。すでに明らかなでありますように、昭和二十一年の八月、當時の内閣総理大臣に対してよこされたところのマ指令の中に日本国政府は労働組合の結成を促進し、その民主化を図るべしとあることは、これを明らかに別な面で立証しておると思ふのであります。こういう意味合を考えますと共に、我が国現実の労働界の姿が何であるか、又今日労働組合自身が極めて敬虔なる立場に立つて反省しつゝある現実の上に追討的に本法案のごときものを覆ひ被せるということとは、断じて許しがたきことであると言わざるを得ないのであります。先の国家公務員法におきましても、今般の地方公務員法案におきましても、これが施行の曉には、公務員及びその家族に物心両面において多大なる影響を與えるものであると言わざるを得ないのであります。それは折角芽生えつつあるところの民衆における民主主義に対する理解、それに対する熱

意というものを喪失せしめると共に、反対に極右、極左的な反動性を助長し、正常な民主主義の発達に對して、著しい障害を與えるものであると言わざるを得ないのであります。このような惡結果を招来しております政令二百一十号及び国家公務員法に對しては、公務員は今日強力に反對しつゝあるものでありますけれども、この公務員の要求それ自体を全部我々は承認され得ないといつたとしても、現にこの国家公務員法によつて與えられた對して我々は眼を覆うてはならぬと思ふのであります。とにかく當時の労働情勢と現在における情勢というものは、根本的に相違のあることは政府自身も認めるところであります。我々から責任において極左的傾向を排し、民主的労働組合は著々その歩を固めつつあるものであります。これを我々は断じて保護育成しなければならぬ責任を持つてあります。このように客觀的情勢の推移に對しては、あえて眼を覆うて、今全く国家公務員法と趣旨を同じうするところの、而も内容を等しくするところの地方公務員法を制定しようとするのは、本末を誤るも甚だしいものであると断ぜざるを得ないのであります。このことは一方において折角民主的傾向に進みつつあるところの労働者をして、公務員を含めての労働者をして、ファシヨ的傾向を再び助長する危險性を孕みますると同時に、他方極左勢力に對する好個の口実を與え、民主的傾向を持つ組合及び組合員大衆をして急激なコースに赴かせる誘因をなすもので

ありまして、日本の民主化のために衷心より遺憾とするものであります。政府が今日真にマツカーサー元帥の書簡に応えんとするならば、よろしく積極的に国家公務員の改正案をこそ我々の前に提示すべきであると主張せざるを得ないのであります。次に時間もございませぬので條文を逐うて概括的に政府原案の内容を批判して参りたいと存するのであります。が、先ず第一に、第三條に示されたる一般職と特別職との區別でありまして、如何なる基準によつたか、委員會における質疑を通じて、提案者の説明は本委員を納得せしめるものではなかつたのであります。我々が真実地方自治の伸長を冀め、我々が首長が住民によりまして直接選挙を以て公選されたりする経済に鑑みても、公選された首長に政治責任を負わせるために特別任用の途を成るべく広く開くべきであるのであります。即ち一つの例を舉げて考へますならば、幾つかの政策を掲げて當選して参りました知事は、當然これを忠実に履行いたさなければならぬ。是は任命権者の自由意思に待つべきであらうと存するのであります。勿論このために、時として起るであらうし、弊害というものも、当然当初より予定されざるけれども、それは公選された者を信することによりまして別途救済の途ありと私は思ふのであります。次に学校教職員とか、單純労働者の特殊性を政府自身は認めながら、而もこれを便宜的に一般職として法の適用範圍に含め、實質的に何ら例外的考慮も拂つていない点は断じて許容いたし

かねるものであります。今般提案になりましては、綠風会及び民主黨の修正案の提案の理由というものは実にここに存すると思ふのであります。府県市町村等に雇用されておられる土工、清掃夫、これらいわゆる單純なる労働者服するものについては、これを本法の枠より除外いたしまして特別職に入れますることによつて、當然労働三法を以て律すべきものが本来であると思ひます。と共に、教職員につきましては、その職種及び任命権所在の特殊性に鑑みまして、將來單獨立法に委ねるべきであらうと思ひます。この際便宜的にこれを一括して一般職に包括するといふことが断じて許し得ないのであります。同時になお且つ公共企業職員に關しましては、當然その関連法案を並列してここに上程し、我々をして審議せしむべきでありまして、まさにこれは政府の意圖と言わざるを得ないのであります。なほ、本法案は極端に大幅な労働基本権の制限を持つてあります。即ち第三十七條における罷業禁止、第五十五條における交渉、第五十八條における労働組合、労働法の適用の排除、これらはまさに憲法第十四條、第十八條、第十九條、第二十五條、第二十七條、第二十八條に規定しております國民の權利、特に勤勞者の諸權利に基いて制定せられたところの労働三法の適用を排除いたしますと共に、この労働基準法適用の面におきましては一部の制限を加えておりますが、とにかくこういふことは誠に我々のところどころなものであると云へば、罷業権を剝奪するといふことは理由なしとも言へませんが、平和的な団体交渉権、団

体協約権これらを否定するばかりでなく、進んで團結権すらも事実上否定しておるといふことは極めて重大なるところの關心事であります。公務員といへども明らかに勤勞者であります。労働者であります。その労働権を尊重しなければならぬことはあえて理論を付する必要を認めません。單に公務員であるからといつたしまして四六時中こうした大幅の制限を受けなければならぬといふことは、誠に我が國の憲法の精神に反するものであると指摘せざるを得ないと思ふのであります。勿論公に奉仕しなければならぬ公務員といつたしまして公共の福祉に反するやうな労働権即ちストライキ、サボタージュこれらの種類のものの制限は止むを得ないと思ふのであります。けれども、何ら住民の福祉に影響のない平和的団体協約権等はむしろ公務員の保護と民主的な行政を促進せしめる意味におきまして、積極的にこれは本法案に規定すべきものであらうと思ふのであります。現在までの民主的な団体交渉の結果におきまして、特に封建的でありましたところの日本の官界が、いわゆる情實的な行政といふものが逐次その影を潜めつつあるといふことを我々は見逃し得ないのであります。そのもそも労働関係法といふものが、民主的の社会における社会法として民主主義の一つのパロメーターであり、民主主義の支柱であるといふことを考えますときに、これは十分この点を考へてこれらに對しては、労働三法より排除するといふことは極めて問題の存するところであると思ふのであります。その職員団体と理事者の交渉におきまして、特に第五十五條におき

まして、職員団体は当該地方公共団体の当局者と書面によつて申合せを結ぶことができないと規定いたしておりますが、一体申合せといふことは、これは何でありましようか、このあいまい模範たるでたためな表現に本法案の反動性はあり／＼と露呈されておられるのであります。このような意識を持つところの法に對しては、我々は基本的に賛成しかねるのであります。次に公務員の政治活動の制限の問題であります。これについて私は多くの例を引いて述べることばやめません。と申しますのは、次に賛成せんとする綠風会並びに民主黨提案にかかると修正案が大幅にこれを修正しておるからであります。一言附加したいと思ひます。これは、先の公聴會におきまして市長代表である宇都宮の佐藤和三郎氏はその長い市長としての體驗を通じて公務員をかくくほどまでに政治的に縛る必要は毫末も認め得ないと思へることを我々は忘れてはならぬと思ふのであります。以上要するに、この法律案の性格といふものを一言で申しますならば、極めて上級官吏に對しては都合がよろしく、下級官吏に對しては都合の悪い、別な表現を以てするならば、地方公務員法案は上級官僚勢力温存法案であり、下級官僚温存法案であると断ぜざるを得ないと思ふのであります。要するに本法案によりまして、任用、職階制、分限及び懲戒、勤務成績の評定といふやうな條項においては、何々をしなればならぬ、何々の義務があるといふ規定を並べることによりまして、理事者が、一方的にど

う判断してもよろしい、どうにでも左
右できるような極めて理事者側に都合
のいい模範とした規定を羅列してあり
まして、これに反して保護の面、即
ち給與、或いは厚生福祉、災害補償の
制度につきましてはすべて原則的にこ
うあらねばならぬといつたような極め
て拘束力のない、抽象的な、何ら期待
のできそうもない規定を羅列しておる
ことを見逃し得ないのであります。

先ず第一に、この修正案は第三十六
條第二項の政治的行為の制限に關しま
しては地域的制限にとどめてその緩和
を圖つたという一事であります。本来
ならば我々は当初より、勤務時間中、
勤務場所における政治行為、地位職權
を利用しての選挙運動、これらはいけ
ないが、それ以外は大に自由である
べしと主張して参つたのであります。け
れども、この本旨とは甚だ遠く離れる
ものではあります理由によりまして、先
ほ申上げたような理由によりまして、こ
の修正案はあの反動的なる政府原案
に對して小氣味のよい修正を加えたる
ものとして私どもは賛成するものでは
あります。

我々が苦しんだところの、この馬鹿馬
鹿しい一項を削除したといふことは極
めて当然であると同時に、この修正の
でき上りましたことを私は喜ぶもので
あります。

金の増額を要請したさなければならん
というような実情に迫らねばならぬ
のであります。この点若干承いたし
まして、簡単に政府原案に反対をい
たしますと共、修正案に對しまして
不本意ながら、最善の案なし、改善
の案としてこれに同意をいたしま
す。(拍手)

の発言の岩木君提出の点は、民主、緑
風の共同提案というふうに訂正して下
さい。

以上極めて應答的ではございした
けれども、私があえて日本社会党を代
表して政府原案に對しては強力に反
對せざるを得ない理由であります。

第三には第五十七條の特例を認める
ものにつきまして、原案においてはそ
の内容が明記されずに、極めて不明確
であつたのであります。只今の岩
木委員の説明にも明らかであります。
よりに、公立学校の教職員及び単
務に雇用されておる者につきまして、
内容を明らかにした点は格段の進歩を
示すものであらうと思ふのでありま
す。

第五には附則第二十一項を設けまし
て、單純労働者につきましては特例を
定める法律が制定実施されるまでは、
政令第二百一十一号を適用し、本法の適用
を除外した点、これらにつきましては
まさに政府原案よりも相当の進歩を示
すものであります。我々が日本社会党
といたしましては、非民主的なる案議
院送付の原案に對して飽くまで反対せ
んがために、あえてここに修正案に對
して敬意を表し、賛成の意を表する次
第であります。(拍手)

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

以上極めて應答的ではございした
けれども、私があえて日本社会党を代
表して政府原案に對しては強力に反
對せざるを得ない理由であります。

第三には第五十七條の特例を認める
ものにつきまして、原案においてはそ
の内容が明記されずに、極めて不明確
であつたのであります。只今の岩
木委員の説明にも明らかであります。
よりに、公立学校の教職員及び単
務に雇用されておる者につきまして、
内容を明らかにした点は格段の進歩を
示すものであらうと思ふのでありま
す。

第五には附則第二十一項を設けまし
て、單純労働者につきましては特例を
定める法律が制定実施されるまでは、
政令第二百一十一号を適用し、本法の適用
を除外した点、これらにつきましては
まさに政府原案よりも相当の進歩を示
すものであります。我々が日本社会党
といたしましては、非民主的なる案議
院送付の原案に對して飽くまで反対せ
んがために、あえてここに修正案に對
して敬意を表し、賛成の意を表する次
第であります。(拍手)

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

次に只今議案に供されております
岩木委員より説明されましたところ
の修正案でありますが、理想論を以
ていたしますならば、我が党はこれ
に對しても突のところ不満でありま
す。(笑聲)併しながら皆様、ローマは
一日にしてならずである、(笑聲)我々
は現実の政治情勢を考慮しまして、併
せて政府原案に對しましては、次の諸
点に關しまして確かに進歩しているこ
とを認めます。特に民主主義並び
に緑風の同志諸君の努力を多といた
しまして、我が党はあえて賛成をいた
します。

第四点は第六十一條第四号の罰則、
即ち第三十六條第三項の政治的行為を
職員に教唆した場合の罰則というもの
を削除いたしました点は、これは法
律のスタイルの上から眺めましても、現
實の上から眺めましても、当然なる削
除であります。あの解釈に極めて

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより地方
公務員法の採決に入ります。先ず討論
を問題に供します。岩木君提出の修正
案に賛成の方の御起立をお願いします。
〔総員起立〕

ます。その内訳はお手許に廻しましたように、地方財政関係、地方税関係、地方自治関係、消防関係、警察関係、選挙関係等でございます。これにつきまして一括しまして専門員より説明を願います。

○専門員(福永興一郎君) お手許に差出してございまして一枚刷の一覽表によつて御説明申し上げます。上のほうに算用数字で書いてありますのが諸願陳情のそれ、下の番号であります。

先ず地方財政関係といたしまして諸願第三号、第十七号、三十七号、三十九号、二百六十九号、三百四号、四百三十五号、及び陳情第六十二号は、いずれも平衡交付金の増額、その配分方法の合理化、地方債の枠の拡大、起債許可制度の撤廃等を要望するものであります。次の諸願第十八号は災害復旧費全額国庫負担制度の継続を望むものであります。次の諸願第百十五号、二百十八号、二百五十七号、二百九十八号、四百四十二号及び陳情第二十六号は地方公務員の給与ベースの引上げ及び年末給與の財源措置を国においてとられたいということを要望しておるものであります。以上のうち、前に戻ります。諸願の二百四号と同じく二百五十七号、この二件はそれ、平衡交付金の増額を要望すると共に、いわゆる第二次百切り反対、地方公務員法の撤回を要求するといふような事項を含んでおります。第二百五十七号は地方財政の窮状を訴えて平衡交付金の増額を要望すると共に我々は憲法の保障する地方自治の本旨に鑑み、地方公務員法の制定それ自体に根本的疑義を抱くと共に、民主主義に背馳するよう

な内容を持つたこの地方公務員法案の

原案に対し、断じて承服しがたい云々というようなことを述べての諸願であります。このことだけ御説明を附加えて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 専門員より説明いたしましたような関係のものであります。これについての処理意見をお伺いいたします。

○堀末治君 只今専門員から詳細の御説明がございましたが、私はかように考えるのでございますが、先ず第一に諸願第三号、第十七号、第三十七号、第三十九号、第二百六十九号、第四百三十五号、並びに陳情第六十二号、これが平衡交付金、地方財政等に関する件でございまして、これは本委員会において採択いたしまして、政府に伝達する必要があると思つております。

次に諸願第十八号も同じく災害復旧費全額国庫負担に関する件でございまして、これもかねての政府の方針でございまして、これも採択いたしまして政府に伝達する必要があると思つております。

続いて諸願第百十五号、第二百十八号、第二百九十八号、並びに第四百四十二号、陳情第二十六号、これも地方公務員の給与ベース引上げ、年末給與支給に関する件で、これは本国会においてもなか／＼に問題になつておるものでございまして、これは当委員会において採択いたしまして、直ちに政府に伝達する必要があるものであります。

つぎましては諸願第三百四号、並びに二百五十七号、これは内容の趣旨にいろいろ疑義もございまして、これは留保いたしまして次期の国会においてもう一遍諸願者の意見を聞きま

して、改めて審議の必要があると思つております。どうぞそういうことに御賛成願いたいと思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 只今辦理事から第三百四号及び第二百五十七号を除いて全部採択の御動議ができました。御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) それではさよう決定いたします。

○鈴木直人君 第二百五十七号と第三百四号は来国会において審議するといふお話でしたが、これはもう次の国会まで継続しないからもう一度出し直さなければいけないということになつて、これはもうこの国会には保留というまゝにして置くのがよいと思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 留保いたしました。それではさよう決定いたします。

次に地方税関係。

○専門員(福永興一郎君) 諸願第三十一号と第三十六号とはいずれも旅館の公共性に鑑みまして、遊興飲食税、固定資産税、事業税等を減免して頂きたいという趣旨のものでございまして、次の第四十八号は赤十字社の事業に対する各種の地方税を免除して頂きたいという趣旨のものでございまして、その理由とするとこれは、申すまでもなく赤十字社というものの公共性を主張するものであります。

次の諸願第八十七号は地方税法第三百四十四條及び第三百四十八條によつて公営住宅の使用に對して固定資産税が課せられる規定に相成つており、これを、法律を改正して公営住宅の使用に對しては固定資産税を課せ

られないようにして頂きたいという趣旨のものでございまして、次の諸願第七十七号は、林業の振興を図るために、木材引取税を撤廃して頂きたいという趣旨のものであり、次の諸願第九十一号は定置漁業の漁網に對する固定資産税は免除して頂きたいという趣旨のものでございまして、最後の諸願第九十四号は市町村民税について所得調査委員会の設置を法制化すると共に、均等割の軽減を図られたいという趣旨のものでございまして、以上申し上げました諸願はいずれも地方税関係のものでございまして。

○委員長(岡本愛祐君) 以上地方税関係の諸願につきまして処理意見をお伺いいたします。

○堀末治君 只今御説明を頂きました地方税関係諸願第三十一号、第三十六号、その他第九十四号までに至ります。その七件は、いずれも先般改正になりました地方税に關する問題でありました。これは私も先般この地方税の審議に當りまして慎重審議を重ねたものでございまして、何さまこの地方税は画期的の改正でございまして、なか／＼に地方住民の意見と合致するところがないことを私もよく承知するものであります。従いましてこの問題につきましては将来とも地方税問題として非常に研究を要する問題でございまして、直ちにこの諸願その他を採択するといふことは非常に困難を感じるものでございまして、留保いたしまして、次の機会において十分研究して行くことにしたい、かように存するものであります。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたします。只今辦理事から地方税関係の七

件は留保するのが至当だという御意見がございましたが、御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではさよう決定いたします。

次に地方自治関係。専門員、御説明願います。

○専門員(福永興一郎君) 諸願第二十一号は地方議会の常任委員会の機能を十分に發揮できるように、地方自治法の規定を改正するように願いたいという趣旨のものでございまして。諸願第六十四号は宮城県根白石村と黒川郡吉田村との郡村界についてはつきりしない点があるもので、この点をつきり決定されるように御取計らいを願いたいという趣旨のものでございまして。次の諸願第二百五十六号は、現在都道府県に勤務いたしております社会保険にか、職業安定等の国費支弁職員を、それでは人事の交流上制限を受ける等の不便があるから、地方自治法の附則第八條と、同法の施行規則第六十九條を削除して、その身分を全額国庫補助に

よるところの地方公務員に切替えるように、法令の改正を望むものであります。その次の諸願第二百八十二号は地方自治の附則第二條の改正を要望するものであります。内容は戦時中強制的に市町村の合併が行われたことを、住民の意思によつて分離すること

が、できることと相成つております。現行の規定でございまして、諸願者たる富山県の高岡市新湊の一部地区、俗に庄西地区においての場合には分離させられることは困るから、強制的に分離させられるようなことのないよう

に、只今申上げました地方自治法の附則第二條を適當に改正するようにして頂きたいという趣旨のものでございませう。次に請願第四百四十五号は、地方公務員法案に対するものでありまして、団体交渉権と政治活動の自由を創設する地方公務員法を制定しないようにしていただきたいということを内容としていたしております。

○堀末治君 只今福永専門員から説明を頂きました地方自治関係の請願五件、いずれもこれは先般發布されました地方自治法の関係に属するものであります。今、この説明を一々承ります。まず、我が国の地方自治の關係から考へまして、まだ本當に我が国の住民は地方自治というところに対する根本觀念の薄い点も多々あるものであります。又、古い思想を脱却せられないところから、新法に副い得ないというところと、ところから、いろいろと新しいところという請願が出ておるようになっています。なお又戦時中いろいろと問題を引き起しておるものでございまして、いずれも今度の地方自治法の施行によりまして、新たな問題が生じたものでございまして、取上げて審議することといたしまして、非常な時間と要することといたしまして、これは留保といたしまして、改めて各請願者から本国会において請願を頂きまして、とつくりその真相を究明して、これに結論を與えるということは、当委員会のなすべき仕事ではないか、かように存するものでございまして、これら留保を希望するものでございませう。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたし

ます。只今堀理事から地方自治關係の五件、請願は留保すべき適當であるという動議が出ました。御異議ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは留保に決定いたします。

次に消防関係及び警察関係及び選挙関係を一括して御説明願います。

○専門員(福永興一郎君) 先ず消防関係でございますが、請願第八十五号は消防署の消防施設に要する経費に對し、国庫支弁の方途を講ぜられたいという趣旨のものでございませう。〔簡單に願います。〕と呼ぶ者あり。次に請願百二号は消防団員に対する公務員災害補償法を適用内容を持つところの地方公務員法を制定して頂きたいという趣旨のものでございませう。飛びますが、警察関係に關連して入れました請願の三百三十三号、これは労働省令の安全衛生規則というものの、映画の映写技術者の取締規定を設けておられますが、一方消防法に基くところの市町村條例で、技術者の資格を規定できるように相成っております。そこでそれでは制度が重複してその間に食い違ひがあるので、いろいろ不便なことがあるので、むしろ條例を今市町村條例の規定をまづらないように直して頂きたいという趣旨のものでございませう。それから請願第三十八号は自治警察の選挙取締費用を国庫から交付して頂きたいという請願であり、請願の二百六十五号は福知山市の自治警察であり、五名から七十一名に定員増を附られたという趣旨のものでございませう。陳情第三十五号は古書籍、古本屋を古物

営業から除外するようにお願いしたというものであります。最後に選挙関係といたしまして請願第八十一号、これは地方議會議員の選挙期日を明年一月に繰上げてやるとの趣旨があるが、それでは困ると、繰上げ反対を訴えるものであります。陳情第五十四号は公職選挙法の規定中、選挙人名簿に登録された後、同一府県内で住所を移転したものは元の住所地で投票ができるように現在の規定を改正して頂きたい、その他二、三の事項を挙げておりますが、そういうふうな公職選挙法の一部改正を要望した趣旨のものでございませう。

○堀末治君 只今議題になりました消防関係、警察関係並びに選挙関係三つの請願並びに陳情に對する福永専門員の意見を拜聴いたしました。これに對して私の意見を申し上げます。八十五号、百二号、三十八号並びに二百六十五号、三百三十三号、これらはそれぞれ只今の説明に於いて、採択して政府に送付すべき適當な理由があることを認めるのでございませう。採択をお願い申し上げます。請願八十号並びに陳情三十五号並びに五十四号は、説明の理由を拜聴いたしまして、今国会においてこれを決定して採択いたしまして、国会に送るには多少疑義もございませうから、今回はこれを留保いたしまして、改めて来国会において更に請願並びに陳情を受けたい、かように取計らうて頂こうと、かように存するものであります。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたし、堀理事から八十五号、百二号、三十八号、二百六十五号、三百三十三号の請願は採択とし、余は留保の動議

が出ました。

○鈴木直人君 この陳情三十五号の古書籍営業を古物営業法から除外するというのは、これはいけないわけですか。

○専門員(福永興一郎君) 現在は古書籍営業は古物営業の枠に入られて取締を受けているのでありますが、請願者の申しますところには、古本というものはできるだけ広く、たやすく交流ができるように、転々と交流ができることが望ましい。現在はいくつと嚴重な制限の取締規定を設けておりますが、他の古物営業とは區別して、その枠から外して、もう少し自由な営業ができるようにして頂きたいという趣旨のものでございませう。只今のところは、初めに申上げたように、古物営業という枠の中に入れて古物営業法の取締の適用を受けている次第であります。

○安井謙君 これは採択しても特別支障があるようにも思われませんが、如何ですか。

○高橋達太郎君 私はちよつと専門員に聞くのですが、今古物営業法というのは法律でできておられますか。県の條例でなく、〔法律と呼ぶ者あり〕。

○委員長(岡本愛祐君) これはもう少し研究したらどうですか。堀君の意見のように留保して……。

○高橋達太郎君 福知山市の警察吏員の定数というものはこれ法律ですか。

○委員長(岡本愛祐君) これは政令です。これは法律で定員をきめることになつておつて、まだその法律がでない、その法律を早く出させることが必要です。国勢調査によつて人口が變つて來ましたから……それは御異議

ないものと認めまして、堀理事の御動議通りに採択なり、留保に決定いたしたいと思ひます。御異議ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) それではさう決定いたします。

これで請願陳情三十五件終りました。お諮りいたし、速記を止めまして速記に移りたいと思ひます。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を初め、では九時まで休憩いたします。

午後八時三十分休憩

午後九時三十分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引き続き委員会を開いたし。地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に關する法律案及び行政書士法案、この二法案が本審査としてこの委員会にかつております。只今休会中に議事部のほうにおきまして取調をいたしましたところ、只今本會議に上程されております補正予算案は十一月四十五分までかかる見込であり、その後大蔵委員会關係の二法案がまいります。なお厚生委員会關係の健康保険法の一部を改正する法律案が上程されることになつております。

それで折角御審議を願ひまして御採決願ひいたしても本會議に上程され、これが採決までには至らないと存じます。それで残念ながらこの両法案はこれで以て審議を打切ることになつて如何ですか。御異議ございせんか。

○委員長(岡本愛祐君) それではさう

う決定いたします。

○委員長(岡本愛祐君) なお本会期末に地方行政の改革に関する調査をいたしておりました右の件に關し未だ調査を終りませんが、一応ここに多数意見者の署名を得まして、その経過及び結果を議長に報告いたしたいと存じます。御了承願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは委員長に御一任を願います。では御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

堀 末治 吉川末次郎
竹中 七郎 安井 謙
高橋進太郎 石村 幸作
岩澤 忠恭 相馬 助治
小笠原二三男 中田 吉雄
西郷吉之助 岩木 哲夫
石川 清一

○委員長(岡本愛祐君) 御署名漏れはありますか。

委員会はこのを以て散会いたします。

午後九時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事

委員

堀 末治君
吉川末次郎君
竹中 七郎君
石村 幸作君
岩澤 忠恭君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原二三男君
相馬 助治君

委員外議員

国務大臣

政府委員

地方自治
政務次官

地方自治厅长長

事務局側

常任委員
会専門員

中田 吉雄君

西郷吉之助君

針木 直人君

岩木 哲夫君

石川 清一君

原 虎一君

岡野 清豪君

小野 哲君

鈴木 俊一君

藤井 貞夫君

福永興一郎君

昭和二十五年十二月二十五日印刷

昭和二十五年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 序